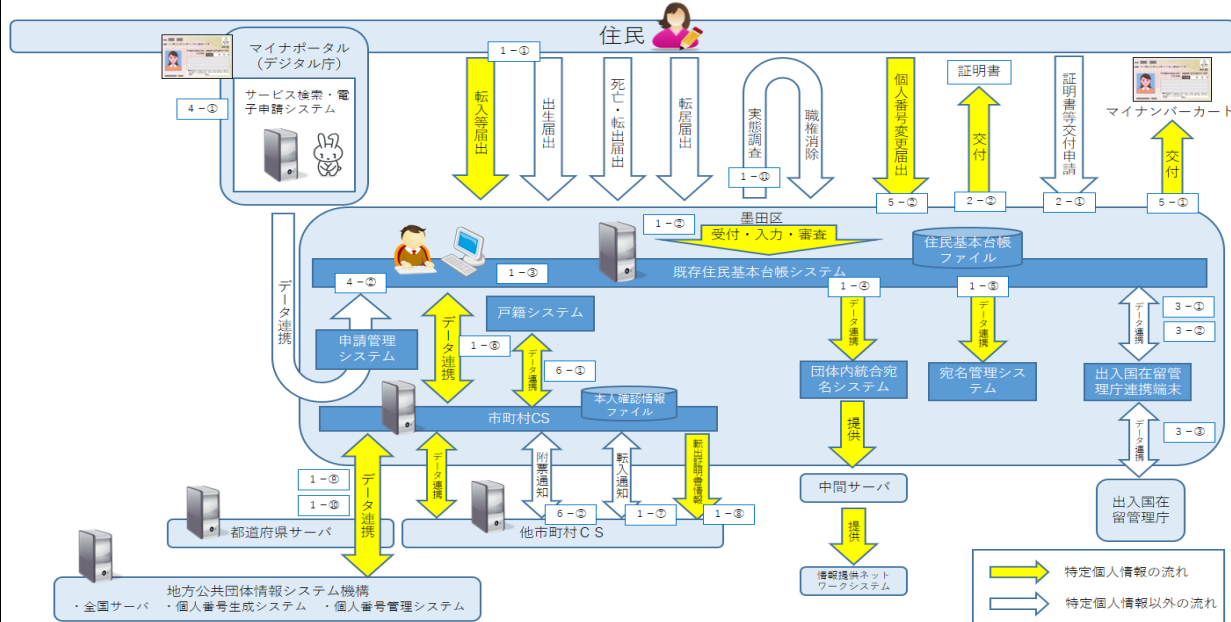


(別紙1) 事務の内容

(1) 住民基本台帳ファイルを取り扱う事務の内容 (既存住基システムを中心とした事務の流れ)



(備考)

1 住民異動に伴う本人確認情報の更新に関する事務(出生・転入・転出・死亡等)

- 1-① 区民から、転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける口
- 1-② 届出等に基づき異動情報を入力する口
- 1-③ 入力情報に基づき、住民基本台帳ファイルを更新する
- 1-④ 既存住基システムを更新すると団体内統合宛名管理システムを更新する口
- 1-⑤ 既存住基システムを更新すると宛名管理システムを更新する
- 1-⑥ 市町村CS、都道府県サーバ、地方公共団体情報システム機構の順に本人確認情報を更新する
- 1-⑦ 転入時に既存住基システムを更新すると、転入通知情報が市町村CSを通じて市町村へ送信される。また、墨田区から転出後、他市町村に転入した際は転入通知を受信する
- 1-⑧ マイナンバーカードによる転入届があった場合、他市町村から転出証明書情報を取得する
- 1-⑨ 本人確認情報等に変更があった場合、市町村CS内の本人確認情報ファイル及び送付先情報ファイルを更新する。
- 1-⑩ 更新されたファイルを都道府県サーバに通知し、都道府県サーバを経由して全国サーバと連携する
- 1-⑪ 住民基本台帳の正確性を確保するため、所在不明者の実態調査を行う

2 住民票の写し等の発行

- 2-① 区民から住民票等の交付申請を受ける
- 2-② 職員は既存住基システムを検索し、住民票等を発行、交付する

3 出入国在留管理庁との連携

- 3-① 出入国在留管理庁から外国人住民の資格等の変更情報を出入国在留管理庁通知として出入国在留管理庁情報連携端末で受け取る
- 3-② 出入国在留管理庁通知を既存住基システムに入力する
- 3-③ 既存住基システムから住居地情報などを市町村通知として出入国在留管理庁情報連携端末に出力し、出入国在留管理庁に市町村通知を送付する

4 マイナポータル

- 4-① マイナンバーカード所有者が、マイナポータルからオンラインで転出届と転入予約と転居予約を行う
- 4-② マイナポータルを通じて届いたデータを既存住基システムに連携する

5 個人番号に関する事務

- 5-① 個人番号の付番及び変更に伴い個人番号通知書を交付し、区民からの請求に基づき個人番号カードを交付する
- 5-② 区民からの請求に基づき個人番号を変更する

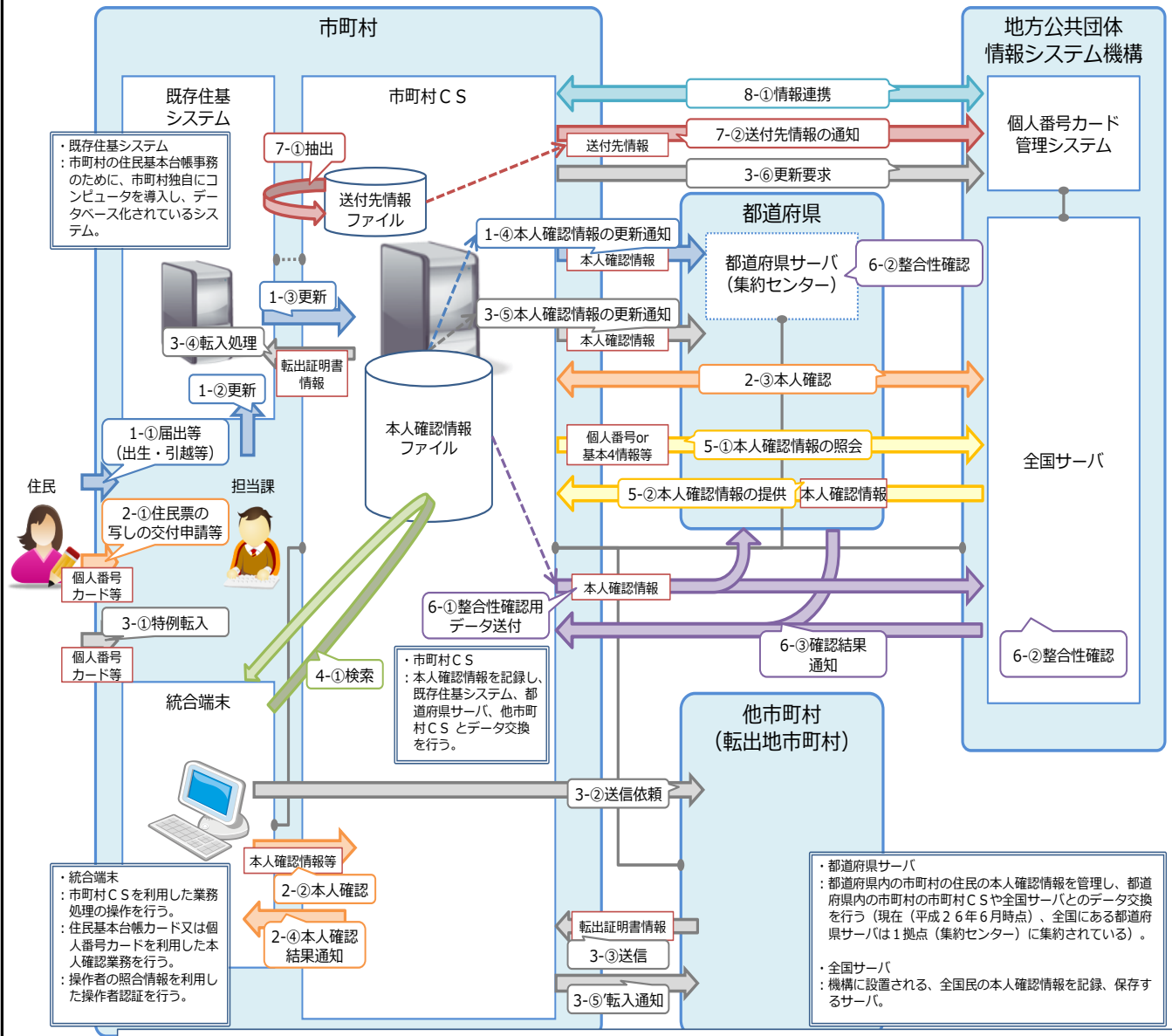
6 戸籍連携

- 6-① 戸籍附票情報を更新すると市町村CSの附票本人確認情報を更新する

6-② 転入時に既存住基システムを更新すると、附票通知情報が市町村CSを通じて他市町村へ送信される

(別紙1) 事務の内容

(2)本人確認情報ファイル、送付先情報ファイルを取り扱う事務の内容（市町村CSを中心とした事務の流れ）



※個人番号カードに係る事務（通知カード／個人番号カードの発行・送付など）については地方公共団体情報システム機構（機構）が評価書を作成しますので、機構が評価する「住民基本台帳ネットワーク及び番号制度関連事務」をご覧ください。

(備考)

1 本人確認情報の更新に関する事務

- 1-① 区民から転入、転出、転居、出生、死亡等の届出等を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 1-② 市町村の住民基本台帳(既存住基システム)を更新する。
- 1-③ 市町村の住民基本台帳にて更新された住民情報を基に、市町村CSの本人確認情報を更新する。
- 1-④ 市町村CSにて更新された本人確認情報を当該都道府県の都道府県サーバに通知する。

2 本人確認に関する事務

- 2-① 区民から、住民票の写しの交付申請等、本人確認が必要となる申請を受け付ける(※特定個人情報を含まない)。
- 2-②、③ 統合端末において、区民から掲示された個人番号カードに記録された住民票コード(又は法令で定めた書類に記載された4情報)を送信し、市町村CSを通じて、全国サーバに対して本人確認を行う。
- 2-④ 全国サーバから、市町村CSを通じて、本人確認結果を受領する。

3 個人番号カードを利用した転入(特例転入)

- 3-① 転入手続を行う区民から掲示された個人番号カードを利用して本人確認(「2 本人確認」を参照)を行う。
- 3-② 統合端末から、市町村CSを経由して転出地市町村に対し転出証明書情報の送信依頼を行う(※特定個人情報を含まない)。
- 3-③ 市町村CSにおいて、転出地市町村から転出証明書情報を受信する。
- 3-④ 既存住基システムにおいて、市町村CSから転出証明書情報を受信し、転入処理を行う。
- 3-⑤ 市町村CSから、既存住基システムから転入処理完了後に受け渡される転入通知情報(※特定個人情報を含まない)を転出地市町村へ送信すると同時に、都道府県サーバへ本人確認情報の更新情報を送信する。
- 3-⑥ 転入処理完了後、個人番号カードの継続利用処理を行い、個人番号カード管理システムに対し、個人番号カード管理情報の更新要求を行う。

4 本人確認情報検索に関する事務

- 4-① 住民票コード、個人番号又は4情報の組み合わせをキーワードとして、市町村CSの本人確認情報を検索する。
※検索対象者が自都道府県の住所地市町村以外の場合は都道府県サーバ、他都道府県の場合は全国サーバに対してそれぞれ検索の要求を行う。

5 機構への情報照会に係る事務

- 5-① 機構に対し、個人番号又は基本4情報をキーワードとした本人確認情報の照会を行う。
- 5-② 機構から、当該個人の本人確認情報を受領する。

6 本人確認情報整合に係る事務

- 6-① 市町村CSから、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用の本人確認情報を送付する。
- 6-② 都道府県サーバ及び全国サーバにおいて、市町村CSから受領した整合性確認用の本人確認情報を用いて保有する本人確認情報の整合性確認を行う。
- 6-③ 都道府県サーバ及び全国サーバから、市町村CSに対して整合性確認結果を通知する。

7 送付先情報通知に関する事務

- 7-① 既存住基システムから、当該市町村における個人番号カードの交付対象者の送付先情報を抽出する。
- 7-② 個人番号カード管理システムに対し、送付先情報を通知する。

8 個人番号カード管理システムとの情報連携

- 8-① 個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。